

コミュニティ新田規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、コミュニティ新田（以下、「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を新田地区コミュニティセンター内（豊岡市河谷596番地）に置く。

(目的)

第3条 本会は、新田地区（以下、「地区」という。）内の住民及び団体等が協力し、各種の地域活動を通じて、地区における諸課題の解決を図るとともに、明るく住みよい地域づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 文化・スポーツの振興による人づくりに関すること。
- (2) 福祉の向上及び健康の増進に関すること。
- (3) 防災・防犯活動の推進に関すること。
- (4) 地区の活性化及び振興に関すること。
- (5) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること。

第2章 組織

(会員)

第5条 本会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地区に居住する住民
- (2) 地区で活動する別表第1に定める団体
- (3) 地区に住所を置き、本会の目的に賛同する事業所

(組織)

第6条 本会の運営にあたり次の会議を設置する。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 所管部会

(総会)

第7条 総会は、役員及び代議員により構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、議長はその総会において、出席した代議員の中から選出する。
- 3 総会は、定期総会及び臨時総会とする。定期総会は毎年1回開催し、臨時総会は会長が必要と認めたとき、または代議員の3分の1以上から請求があったとき開催する。

- 4 総会は、代議員の過半数の出席により成立し、出席した代議員の過半数をもって議事を決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 総会の議事については、議事録を作成し、出席した代議員のうちから選任した1名と議長が署名押印する。
- 6 総会は公開とし、会員で傍聴を希望する者は傍聴することができる。
- 7 総会は、次の事項を審議し、議決する。
 - (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
 - (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
 - (3) 役員を選任に関すること。
 - (4) 規約の改廃に関すること。
 - (5) その他本会の重要な運営に関すること。

(役員会)

第8条 本会に役員会を置く。

- 2 役員会は、監事を除く役員及び区長会会長、区長会副会長をもって組織し、定期的に又は必要に応じて会長が招集する。
- 3 役員会は、会長が議長となり、次の事項を審議する。
 - (1) 総会に付議する事項
 - (2) 本会の運営及び事業の執行に関する事項
 - (3) その他必要な事項

(所管部会)

第9条 本会に所管部を置く。

- 2 所管部は、各所管事項の企画及び執行にあたる。
- 3 所管部は、次のとおりとする。
 - (1) 人づくり部
 - (2) ふくし部
 - (3) あんぜん部
 - (4) みひらき部
- 4 部員は、各区から選出された者をもって構成する。
- 5 所管部長は、部員の互選により選出する。
- 6 所管部に、部員互選による副部長2名を置く。副部長は、所管部長を補佐し、所管部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 部員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第3章 代議員

(代議員)

- 第10条 代議員は、別表第1に定める団体の代表者及び各区から選出された者で構成する。
- 2 各区から選出する者の人数は、別表第2のとおりとする。

(代議員の任務)

第 11 条 代議員は、総会において第 7 条第 7 項に規定する事項について審議し、決定する。

2 代議員は、本会の運営及び活動に関して、適宜意見を述べることができる。

(代議員の任期)

第 12 条 代議員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。欠員により選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 章 役 員

(役員)

第 13 条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 会長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 2 名 |
| (3) 事務局長（地域マネージャー） | 1 名 |
| (4) 会計 | 1 名 |
| (5) 所管部長 | 4 名 |
| (6) 監事 | 2 名 |

(役員を選出)

第 14 条 本会の役員は、次のとおり選出する。

- (1) 会長、副会長、監事は、区長会が地区住民の中から選考し、総会において決定する。
- (2) 事務局長（地域マネージャー）は、豊岡市嘱託職員を充てる。
- (3) 所管部長の選出は、第 9 条第 5 項による。
- (4) 監事のうち 1 名は、区長会監事とする。

(役員の仕事)

第 15 条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 事務局長は、本会の事務及び会計を処理する。
- (4) 所管部長は、担当部の運営にあたる。
- (5) 監事は、本会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第 16 条 役員の仕事は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により選出された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第 17 条 第 13 条で定める役員に報酬を支給する。

2 報酬額（年額）は、コミュニティ新田規約運用規定により定める。

第5章 財 務

(経費)

第18条 本会の運営に関する経費は、交付金、補助金、寄付金、地区助成金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 事務局

(事務局)

第20条 本会の事務及び会計を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、事務局長のほか必要な職員を充てる。

第7章 職 員

(職員の雇用)

第21条 本会の運営及び活動等の業務を円滑に推進するため、職員を雇用することができる。

2 職員の雇用の必要性が生じた場合は、会長が役員会に諮り決定する。

3 職員の雇用形態は、一般雇用職員または地域支援員（パート職員）とする。

4 雇用する職員のサービス及び労働条件等はコミュニティ新田就業規則並びにコミュニティ新田支援員任用・サービスに関する規定に定める。

第8章 その他

(委任)

第22条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、会長が役員会に諮り、別に定める。

付則

1 この規約は、本会の設立された日より施行する。

2 本会の設立された日の属する年度の会計年度は、第19条の規定にかかわらず、設立日から平成29年3月31日までとする。

3 この規約は、平成29年4月30日より改定施行する。

4 この規約は、平成30年4月25日より改定施行する。

5 この規約は、令和2年4月22日より一部改定施行する。

別表第1（第5条、第10条関係）

番号	構成団体名
1	今森区（新田地区区長会）
2	江本区（新田地区区長会）
3	駄坂区（新田地区区長会）
4	木内区（新田地区区長会）
5	大篠岡区（新田地区区長会）
6	中谷区（新田地区区長会）
7	河谷区（新田地区区長会）
8	百合地区（新田地区区長会）
9	新田地区高年クラブ連合会
10	新田地区農会長会
11	豊岡消防団第8分団、豊岡防犯協会新田支部
12	新田地区民生・児童委員
13	新田幼稚園・小学校PTA
14	新田地区子ども会育成連絡協議会
15	スポーツクラブ21とよおか新田クラブ
16	新田井堰土地改良区
17	豊岡交通安全協会新田支部

別表第2（第10条関係）

区名	人数
今森、江本	各3名
駄坂、木内、大篠岡、中谷、河谷、百合地	各2名

コミュニティ新田規約運用規程

1. 規約第9条第3項第1号の「人づくり部」に必要な応じ次の部会を置き、各部部长及び副部部长の選出については、部会ごとに部員の互選によるものとする。
 - (1) 文化部会
 - (2) 体育部会
 - (3) 産業部会
 - (4) 女性部会
 - (5) 高年部会
 - (6) 青年部会

2. 規約第9条第4項の部員の選出に関しては、次のとおりとする。
 - (1) 「ふくし部」については各区の民生委員・児童委員並びに民生・児童協力委員及び福祉委員をもって充てるものとする。
 - (2) 「あんぜん部」については各区の自主防災組織の代表をもって充てるものとする。
 - (3) 「みひらき部」については六方川を考える会の会員をもって充てるものとする。

3. 規約第9条第5項の所管部長の選出に関し、「人づくり部」については事務局長が所管部長を兼ねるものとする。

4. 規約第9条第6項の副部長の選出に関し、「人づくり部」については各部部长の互選によるものとする。

5. 規約別表第2（第10条関係）の人数には、各1名の女性を含むものとする。

6. 規約第17条に定める役員報酬額（年額）は、次のとおりとする。
 - (1) 会長 300,000 円
 - (2) 副会長 30,000 円
 - (3) 所管部長 10,000 円
 - (4) 監事 3,000 円

付則

1. この規程は、コミュニティ新田規約施行の日より運用する。
2. この規定は、平成29年4月30日より改定施行する。